

周産期医療等医師確保修学資金制度における「総合診療科加算制度」について（案）

本県では、将来の医師確保のため、3つの医師確保修学資金制度と、産婦人科・小児科医師確保のための周産期加算制度（周産期医療等医師確保修学資金制度）を運用している。

令和4年度から、「総合診療医確保のための総合診療加算制度」を創設したことから、当該制度利用者の「卒業後の義務年限の在り方」について次のとおりとする。

地域医療対策協議会にて意見を聴取
(R4.3月下旬)

地域医療対策協議会にて協議
(R4.8月下旬)

協議結果を踏まえ施行規則等を改正
(R4.9月上旬)

総合診療加算制度の募集を開始
(R4.9月下旬～)

1 制度創設の経緯

過疎・中山間地域など医師少数区域等において特に求められている「総合診療医」の将来的な増加を図るため、本県において運用している修学資金3制度（※1）の貸与者の内、将来、総合診療科医師として勤務しようとするものに対して、月額貸与額に一定金額を加算する新しい取組を令和4年度から開始した。

既に、周産期医療を担う産科・小児科」に対して同様の加算制度を運用していたことから、既存の条例（周産期医療等医師確保修学資金貸与条例）を改正（※2）し、総合診療科を加えた。

（※1 「緊急医師確保修学資金」、「へき地医療等医師確保修学資金」、「地域医療医師確保修学資金」の3制度）（※2 令和4年2月議会に条例改正の議案を提出し、可決された）

2 修学資金制度の現況について

修学資金被貸与医師の卒後の研修（臨床研修及び後期研修）と勤務については「修学資金貸与に関する要綱」において詳細を定めている（概要については下記表のとおり）。

制度別	月額貸与額	対象者	臨床研修（2年）	後期研修（4年）	勤務（3年）
緊急医師確保修学資金	150千円/月	福島県立医科大学医学部の学生	県内の臨床研修基幹病院の内、知事が指定した病院	県内病院のうち、知事が認める病院（※R4.4から病院以外（診療所等）での研修も可能とする）	公的医療機関
へき地医療等医師確保修学資金	235千円/月	県外大学医学部の学生			へき地等の公的医療機関
地域医療医師確保修学資金	235千円/月				公的医療機関等
（上記3修学資金被貸与者） 周産期医療等医師確保修学資金 【産科・小児科加算】	350千円/月 （加算後総額）	将来県内の周産期医療を担う医師として勤務しようとするもの	上記病院の内、 ・総合周産期母子医療センター（※1） ・地域周産期母子医療センター（※2）	総合周産期母子医療センターの 専門研修プログラム	・総合周産期母子医療センター ・地域周産期母子医療センター ・周産期医療協力施設（※3）
// 【総合診療科加算】	350千円/月 （加算後総額）	将来県内で総合診療科医師として勤務しようとするもの	加算制度貸与者の「卒業後の義務年限の在り方」を次のとおり定める		

（※1：・県立医大附属病院）（※2：大原総合病院、太田西ノ内病院、竹田総合病院、いわき市医療センター）（※3：星総合病院、寿泉堂総合病院、公立岩瀬病院、白河厚生総合病院、公立相馬総合病院）

総合診療科加算制度貸与者の「卒業後の義務年限の在り方」（事務局案）について

臨床研修	総合診療科専門研修基幹施設・連携施設である県内臨床研修基幹病院（ <u>地域医療研修を2ヶ月以上履修するプログラムによる研修</u> ） 【R4：19ある臨床研修基幹病院のうち、16病院が該当】
後期研修	県内の総合診療科専門研修基幹施設の専門研修プログラム 【R4：5プログラム（福島県立医科大学付属病院、大原総合病院、わたり病院、公立藤田総合病院、白河厚生総合病院）】
勤務	県内の総合診療科専門研修連携施設のうち公的医療機関、へき地医療拠点センター病院（会津医療センター附属病院）、へき地医療拠点病院（県立南会津病院、県立宮下病院）、へき地診療所